
この請負事業の仕様書は次のとおりとする

- 造林事業請負標準仕様書
- 造林事業請負実行管理基準
- 関東森林管理局造林事業仕様書

掲載場所：<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/20140423.html>

薬剤散布(地上) 特記仕様書

- 1 薬剤散布の実施予定日は、令和8年5月20日(水)とする。
ただし、悪天候等の理由により当該予定日に薬剤散布を実施できない場合は、薬剤散布が可能な平日に順延することとする。
- 2 薬剤散布の実施時間は、実施日の午前4時から午後3時までの間とする。
ただし、以下の箇所(別添「区域図」の赤枠箇所)については、原則として午前4時から午前7時30分までに散布を完了させることとする。
**1236 林班る1、る2、る7、る10、る13、た、つ、ね、お、く小班、
よ小班の一部、う小班の一部**
1415 林班り9小班
- 3 **1415 林班は3小班**
海側からホースで散布し、風向きに注意し草地隣接区域に薬剤が掛からないようにすること。
実施する際は監督職員の指示・確認を受けること。
- 4 使用薬剤は請負者で調達し、納品後、監督職員による規格・数量等の確認検査を受けること。
- 5 道路等の施設を使用して薬剤散布する場合は、請負者により使用許可等の申請を実施すること。
- 6 通行者及び通行車両等に薬剤が掛からないように、薬剤散布車両の前後及び薬剤散布区域等への立ち入り禁止措置を講じるために交通誘導員を配置すること。必要人員は10名とする。
- 7 薬剤散布実施に当たっては、薬剤散布実施中の旨を示す看板を道路等に設置し、通行者及び通行車両等に注意喚起を図ること。
- 8 給水場所では、以下に注意して作業を行うこと。なお、瀬波地区で薬剤調合積込場所として予定している箇所については、ため池の水量により使用出来ない可能性があるので留意すること。
(1) 施設等使用に当たっては、森林管理署職員及び施設管理者の指示に従い適切に使用すること。施設管理者から要望があった場合は、速やかに対処すること。なお、対処後は速やかに監督職員に連絡すること。
(2) 喫煙は禁止とする(車両の中は除く)。

9 薬剤の空容器は請負者で回収し、薬剤散布実施後に監督職員の確認検査を受けること。

10 薬剤の仕様

規格	剤型	原液量 (ℓ)	希釈倍率 (倍)	散布面積 (ha)	単位当り 散布量 (ℓ)	総散布量 (ℓ)	回数 (回)
チアクロ プリド 3.0%	液剤	303.36	150	37.92	1,200	45,504	1

または同等のネオニコチノイド系殺虫剤 (散布面積、回数は同様)

11 CSF (豚熱) の感染防止拡大のため、新潟県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。